


<p>岡山県公報</p>	<p>目次</p>	<p>○ 指定居宅サービス等の事業の廃止 ○ 保安林の指定施業要件の変更予定 〃 【告示】 ○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧</p>
<p>発行 岡山県</p>	<p>担当課（室）</p>	<p>指導監査室 治山課 〃 経営支援課</p>
		
<p>目次</p>		
<p>担当課（室）</p>		

令和4年9月20日 岡山県公報 第12432号

◎岡山県告示第四百二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第一百五條の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和四年九月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

有限会社サポートワン

2 所在地

岡山県美作市田原四二二番地の二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社サポートワン

2 所在地

岡山県美作市田原四二二番地の二

三 廃止の届出を受理した年月日

令和四年八月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七三七〇〇四〇四

五 サービスの種類

福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与

特定福祉用具販売

特定介護予防福祉用具販売

◎岡山県告示第四百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和四年九月二十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和四年九月二十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
高梁市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和4年9月20日 岡山県公報 第12432号

〔四七三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年九月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン和気A地区

所在地 和気郡和気町福富四四二番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 イオンタウン株式会社

住所 千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一

代表者の氏名 代表取締役 加藤 久誠

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 加栗 章男

（変更後） 名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 平尾 健一

4 変更年月日

令和元年九月十日

二 届出年月日

令和四年九月六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年九月二十日から令和五年一月二十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課